

健康を大切に。環境を大切に。

中部公衆だより

No.

24

2020.11



Photo:りんごの収穫



一般財団法人
中部公衆医学研究所

産業医の職務

10月に全国労働衛生週間がありました。今年のスローガンは「職場の環境、からだの健康」でした。働く人々にとって生命・身体・健康は何よりも重要です。

事業の経営者が従業員の健康保持増進に配慮するのは自社の生産性の向上はもとより、優れた人材の確保にもつながります。かつての職業病や労働災害の防止から現在では総合的・府瞰的に各種の施策を実行するのを「健康経営」と称し、自社の社会的評価を高めそして企業価値を評価する「健康投資」となりました。

国では健康経営優良法人の認定制度を設けています。

これらの視点から労働者が健康で就労できるよう支援する産業医には、医学的見地から多様な役割が法により定められています。

そこで現在、産業医には何が求められているのか、自由裁量権を多少有する医師として、さらには地域の企業に一住民としての期待と私自身の実体験をまじえて整理してみました。

産業保健業務は労働衛生を規程する様々な法律に定められていますので、まずは法令順守を基本とします。

ここでは事業経営者・労働者共に努力義務があり、そこに医学に関する専門的知識を有する立場で、独立性を保ちつつ中立的助言を行うのが産業医といえます。三位一体の体制です。



中部公衆医学研究所 診療所
診療所長 古川 善行

「産業医に求められる職務」

1. 各種健康診断の実施とその結果に基づく対応

健康診断ではなく、その人が働いても大丈夫と確認するすなわち就労の可否判定です。



2. 長時間労働者に対する面接指導とその後の措置

長時間労働によりうつ病、過労死、そして自殺、さらには脳・心疾患のリスクが高められるとの研究があり、面談による適切なアドバイスを行います。

3. ストレスチェックの実施

高ストレスと判定された者が医師との面談を希望すれば、実情を聴取し事業者に勧告します。メンタル異常の一次予防対策として導入されましたが、まだ3年しか経過していないため関係者にとってはどういう対応してよいか試行錯誤の状態です。

4. 作業現場の環境の管理

気積、室温、相対湿度、騒音、照度等の測定結果に基づいて快適職場形成に資します。

5. 作業の管理

人間工学にそって作業体制の改善・是正等。

6. その他様々な労働者の健康管理

トップをまじえて企画・立案し実施、結果の検討、更なる修正、そして熱中症・新型コロナ・インフルエンザといった今日的課題への対応など、衛生委員会に出席して意見を述べます。

7. 労働者の健康保持増進

健康教育・労働衛生教育・保健指導・啓発・相談・意見聴取等と、プライバシーに最大限配慮した情報管理を関連した職種とチームを組んで統括・実施します。

8. 労働者の健康障害の原因調査・再発防止のための措置

9. 仕事と疾病治療の両立のため支援

生活習慣病、そして悪性疾患の治療成績向上から見て、これらと仕事との両立は可能となりました。ガイドラインに沿い、相談窓口を設けて適切なアドバイスをします。

10. 労働の実態を知るための職場巡視

働くことにより健康を害さないそして持っている疾病を悪くさせないためです。

11. 事業者による安全配慮義務を認識する

12. 社会貢献を促す

地域住民としての願いと期待です。飯田・下伊那では災害時の避難・救援において事業所には、広い敷地、耐震性を有する大型の建造物、飲料水や食料の備蓄、下水等のインフラが整備されてしまう。従来から個人的に提言していましたので昨今自治体と協定が締結されているのを知って安堵しています。

13. 今年度にスタートしたばかりの「働き方改革」等、多様なニーズに対応。

まとめ 憲法第25条に基づく国民の福祉は健康であってこそです。妊娠時の母子健康手帳に始まる母子保健、その後の学校保健、産業保健、そしていわゆる老人保健が実施されています。約40年にわたる就労期間、そして現在働く人は約6078万人と言われていますので、必ず一定の割合で健康問題を抱え込んでいるでしょう。おなじみの保健所に相当する労働基準監督署があらゆる業態を支えている石垣の如き人々の健康・衛生を司っています。

ここに医師として専門知識を有する立場から独立して中立の適切なアドバイスをするのが産業医です。労働者の健康障害の防止と日常的な健康管理についてバランスのとれた姿勢で対応します。

働きがいのある職場の形成は経営者・事業者にとっては生産性があがり、公共性・公益性への評価から大きなメリットとなり、事業の継続的成長、企業の存続の後押しにもなりましょう。産業医は影ながら支援しているのです。

個人票への医師等の押印を省きます

今般、厚生労働省労働局長より「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(基発0828第1号)が発せられ、各種健康診断結果の個人票に健康診断実施医師等の押印が不要となりました。

今まで健康診断を行う各事業所が書面の電磁的記録による保存を行う際には、医師等の電子署名の取得が必要とされていましたが、これには書面に出力した上で押印し、再度電磁化することが必要となり、当該情報の電子化が進まないという課題がありました。今回の改正では、この医師等の押印を不要とすることにより電磁的記録による保存を進める形となっています。尚、この改正では、健康診断実施後に労働基準監督署へ提出する各種健康診断結果報告書への産業医の押印も不要とされましたので、厚生労働省のホームページで作成した報告書の提出・保管もスムーズに行えるようになります。

但し、医師等や産業医の押印が不要となったとしても、医師等により健康診断を行わなくてはならないこと、健康診断結果は産業医に提出する必要があることに変わりはなく、これらは労働基準監督署による監督指導等で確認されることとなっています。

今後医師等の押印を省く書類

- 定期健康診断個人票
- 各種特殊健診個人票

押印を省く時期

令和2年9月下旬より随時

作業環境測定の目的とは

労働衛生は、事業活動の一部です。

労働衛生管理は、「作業環境管理」、「作業管理」、「健康管理」の3つに分けられます。

三管理の一つである「作業環境管理」とは、作業環境での有害要因の発散を防止し、作業環境を良好な状態に維持管理することであり、事業者は、労働者の健康に配慮して労働者の従事する作業環境を適切に管理するように努めなければなりません。

作業環境管理
作業管理
健康管理

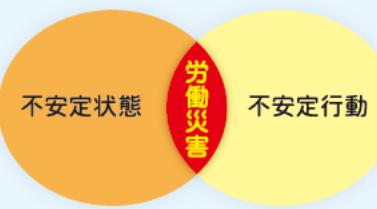
労働衛生の三管理

労働災害は、不安全状態と不安全行動が重なると発生します。

不安全状態の作業環境を調査し、改善することが作業環境管理であり、その管理の手法の一つとして作業環境測定があります。

労働安全衛生法第65条に、「事業者は・・・作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならない。」とあります。

作業環境測定は、作業環境の状態を正しく数量化し、作業環境管理のための情報を提供するものです。作業環境の数量化を行っていなかったり、行っていても正確でなければ、労働者の健康障害が生じたり、不必要的過剰投資を招く恐れがあります。



労働環境の数値化

出来てない

労働者の健康を守れない!
不必要的過剰投資を招く!

作業環境測定は、有害物質の発散量を環境気中の濃度として測定し、国が定めた基準値である**管理濃度**で判断します。管理濃度は、有害性の程度により物質ごとに異なる値が決められています。

有害物質は、使用しないことが一番良いのですが、どうしても使用しなければならない場合は、

- ・発散、拡散を防ぐ → 粉じんは湿潤化、有機溶剤は超低温で使用
 - ・隔離、密閉化する → 負圧化、局所排気装置の設置
- 等の対策を講じる必要があります。

以前は有害性が少ないと考えられ作業環境測定対象外であった物質も、その物質が原因と考えられる職業性疾病の発生などから有害性が認められ、新たに作業環境測定の対象となったり、管理濃度がより厳しい値に変更されたりしています。現在使用している物質を再検討すると、有害性の低い物質への代替が可能な場合があります。

平成28年6月より化学物質のリスクアセスメントが義務化されています。現在使用している物質がどのようなものか、どのような危険性があるのか把握するために、リスクの見積を行いましょう。作業環境測定の実施もリスクアセスメントの手法の一つになります。各作業場所の現状把握のため、作業環境の数量化を正しく行い、その結果に基づいて改善を行い、快適な職場づくりを行いましょう。

編集
後記

地球温暖化の影響なのか、梅雨時の豪雨に夏の酷暑と自然の厳しさを思い知らされました。しかし、漸く落ち着いた気候になってきました。爽やかな秋空のような状況が続くと良いのですが。

(機関紙発行委員会)

中部公衆だより
第24号

発行

一般財団法人 中部公衆医学研究所 〒395-0051 長野県飯田市高羽町6丁目2-2

電話(0265) 24-1777(代表) FAX(0265) 24-2330 <http://www.chubukosyu.or.jp>

健康づくり部 企画情報課: (0265) 24-1505 健康相談課: (0265) 24-1507 環境衛生部: (0265) 24-1509